

~~~~~  
サポーターの皆さまへ

平素より本件訴訟へのご支援をいただきありがとうございます。

2020年11月4日に京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟を提訴。

去る2021年2月9日に第1回口頭弁論が京都地裁101号法廷（大法廷）で開かれました。

訴状の陳述の後、主任代理人から

「監査結果は一連の参列・拝礼を『宗教と関わり合いを持つ』と認めながら『皇位継承の際の皇室の重要な伝統儀式』『象徴天皇の即位に祝意及び敬意を表する目的で行われた社会的儀礼』とした大分拔穂の儀最高裁判決の論理には誤魔化しがある。新憲法下の『国民の総意に基づく』天皇は、以前の天皇と異なり、伝統や神話に基づくものではない。皇室典範第三条は『天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する』との規定のみであり、大嘗祭や高御座や三種の神器を持ち出す即位礼がなくても新天皇は即位する。天皇家の私的儀式に公的性格を認めたり、公費の支出は違憲行為。皇室神道の中核的儀式である大嘗祭や即位礼正殿の儀に公的資格で参列拝礼したことにより、京都府知事らは、神の子孫である天皇による人民支配の神話に加担した」と述べた。その後、原告二名が意見陳述を行いました。

**\* 第2回口頭弁論**（皆さまの傍聴支援をお願いいたします）

2021年4月20日11時30分 京都地裁101号法廷

抽選の予定（京都地裁のHPで確認を）整理券配布予定10時20分～40分

終了後は青空報告集会を御所のお庭で行います。

**\* 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟・公開学習会**

一天皇神格化儀式に公費を使うな！ 主基田拔穂の儀ってどんな儀式なん？

- ・ 講題 「近現代の大嘗祭と主基田拔穂の儀」講師 高木博志さん
- ・ 2021年4月20日（火）18時15分開場18時30分開会～21時
- ・ キャンパスプラザ京都第1講義室
- ・ リモート参加申し込みフォーム→ <https://forms.gle/C26f2gDBLyVUSe7r5>

**\* 冊子『大嘗祭「主基田拔穂の儀」住民監査請求から訴へ』を同封しています。**

サポーターの方に贈呈いたします。（弁護団、原告、すでに購入された方は除く）

**\* 厳しい台所事情です。裁判支援のカンパをお願いいたします。**



京都主基田拔穂の儀違憲訴訟団  
連絡先 大阪市中央区内淡路町1丁目3-11-402 06-7777-4935  
靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

まみ、サポーターになった？

「その支出、ちょっとまったあ！」

第一回弁論  
傍聴記  
事務局 高橋 靖

第 1 回弁論では、原告側から弁護団長が訴状の要旨を口頭で陳述した後、次のように補足意見を述べました。

監査結果は京都府知事等の一連の参列・礼拝を「宗教との関わりあいを持つ」と認めながら、「皇位継承の際の皇室の重要な伝統儀式」であり「象徴天皇の即位の祝意及び敬意を表する『目的』で行われた社会儀礼であり、その『効果』も特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等となるようなものではない」とした。この論理は、約 20 年前に出された大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判決を全面的に借用したものであるが、これには誤魔化しがある。新憲法下の天皇は、「国民の総意に基づく」のであって、以前の伝統や神話に基づくものではない。新憲法と同時に定められた皇室典範第三条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と規定されているので、大嘗祭や三種の神器を持ち出す即位礼がなくても天皇は即位する。天皇家の私的儀式に公的性格を認めたり、公費を支出することは違憲行為。皇室神道の中核的儀式である大嘗祭や即位礼正殿の儀に公的資格で参列礼拝したことにより、京都府知事らは、神の子孫である天皇による人民支配の神話に加担した。

続いて原告の H さんが宗教学者の立場から、また、K さんがドイツ現代政治と平和研究者の立場から意見陳述をしました。

弁論終了後、隣接の弁護士会館にて報告集会が行われ、弁護団 10 名、原告 12 名の内、出廷した 8 名の弁護士と 7 名の原告が紹介され、全員から一言ずつ発言していただきました。被告側からは答弁書が提出されましたが、予想どおり 2002 年の大分抜穂の儀違憲訴訟の最高裁判決をなぞったものでツッコミどころ満載という感じのもの。私が大分抜穂の儀違憲訴訟の記録を読んだところでは、福岡高裁判決の誤魔化しを鋭く指摘した上告理由書に対して最高裁は全く反論できず、理由もろくに述べずに単に「原審が適正に認定したとおり」と切り捨てているように読め、論理の破綻は明らかです。最高裁とは異なり、地裁では原告の主張を理由なしに退けることはできないので、被告が我々の主張に対してどのような反論をし、それを裁判所がどのように判断するのか見ものです。次回の口頭弁論は 4 月 20 日、いよいよ実質的な攻防に入っていきます。ぜひ傍聴をお願いします。

この訴訟は原告敗訴の 2002 年の大分抜穂の儀違憲訴訟最高裁判例を覆さなければならないので弁護団の他、学者証人も必要です。しかし、住民監査請求は京都府民に限られ、原告は 12 人です。支援の呼びかけはしていますが、財政的に厳しい状況でサポーターを募集しています。ぜひみなさんのご支援をよろしくお願いします。

京都地裁 101 号法廷 (2021 年 2 月 9 日)

◆◆◆◆ ◆◆◆◆ ◆◆◆◆

## サポーター募集中

\* 個人年会費 一口 1,000 円 (出来れば複数口)

\* 団体賛同金 一口 5,000 円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 35073

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

(通信欄に「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団」と明記ください)

